

能登島地域づくり協議会会長の服務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、能登島地域づくり協議会（以下「協議会」という。）会長の服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 会長は、非常勤とする。

(職務)

第3条 会長は、協議会を代表し、指定管理者として諸契約の契約主となり、人事並びに事業主体の管理者となる。

(勤務)

第4条 勤務日は、協議会事務局長（以下「事務局長」という。）の要請があったときに出勤するものとする。

(報酬)

第5条 報酬は、月額27,000円とする。

(報酬の支給)

第6条 報酬は、毎月支給する。支給日は、毎月10日とする。その日が、休日、日曜日又は土曜日に当たる場合は、その直前の平日とする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。